

規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十一号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則等の一部を改正する規則
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二十一年埼玉県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「この号」の下に「及び次項」を加え、同条第六号中「第五項」を「第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、確認書等又はその写しを添えて認定申請を行う場合には、同項第四号から第六号までに定める図書の添付を要しない。

第二条第一号中「前条第四号」を「前条第一項第四号」に改め、「又は表二」を削り、同条第二号中「前条第五号」を「前条第一項第五号」に改め、「又は表二」を削り、同条第三号中「第三項まで」の下に「及び第六項」を加え、「又は表二」を「、表二又は表三」に改める。

第三条中「第五項」を「第七項」に改める。

第五条第一号及び第二号中「区域において建築しようとする場合」を「区域に建築しようとする場合又は当該建築物が当該区域に存する場合」に改め、同条第三号中「区域において建築しようとするものではないこと」を「区域に建築しようとするものではないこと又は当該建築物が当該区域に存しないこと」に改める。

第六条中「区域において建築しようとするものではないこと」を「区域に建築しようとするものではないこと又は当該建築物が当該区域に存しないこと」に改める。

第七条中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

第八条中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は法第十条第二号ロの認定長期優良住宅維持保全計画」を加え、「第十条」を「第十一条第一項」に改める。

様式第三号中「に基づく住宅の建築及び」を「又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は」に改める。

様式第四号中「に基づく」を「又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく」に改める。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(令和四年埼玉県規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 削除

附 則

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年二月二十日から施行する。

2 この規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。